

## 徳島県規則第一号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正純

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第十五号及び様式第一一十三号中 「□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を「□個人番号カード　□在留カード　□その他（ ）」を□その他（ ）に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第三号、様式第十五号及び様式第一一十三号に相当する改正前の様式第三号、様式第十五号及び様式第一一十三号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。